

正しく理解し、 思いやりのある 行動を



大崎町からのお願い

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、みなさん不安を感じやすくなっています。そんな時だからこそ、自分の言葉や行動が差別や偏見につながっていないか、改めて考えてみるのが大切です。

心ない言動が広がると、感染が疑われる症状が出ても、検査のための受診や、保健所への正確な行動歴・濃厚接触者の情報提供をためらってしまうなど、感染対策にも影響を与える可能性があります。

新型コロナウイルスは誰もが感染しうる病気です。安心して治療を受け、社会に戻ることができるように、不当な差別、偏見、いじめなどはやめましょう。

コロナ対策のつもりが過剰な反応になっていませんか？ —あなたの言葉や行動が人を傷つけてしまうことがあります—

偏見や差別、 心ない言動の事例

- ・感染した人、濃厚接触者とされた人、治療を終えて復帰した人への差別、嫌がらせ
- ・感染した人の住所や勤務先の詮索、拡散
- ・医療従事者の入店拒否やタクシー乗車拒否
- ・子どもに対するいじめ、保育園の登園拒否
- ・感染した人の家族等に対する出勤拒否

- ・インターネット、SNS上での誹謗中傷やデマの拡散
- ・県外から来訪した人への差別や非難、県外ナンバー車両への嫌がらせ
- ・ワクチン接種の強要・接種証明書の提出
- ・ワクチン未接種者への不当な扱い

- ・外国出身者への嫌がらせや暴言
- ・マスクをしていない人への非難
※基本的な感染予防としてマスクの着用をお願いしていますが、感覚過敏など、様々な事情により着用が困難な方もいます。
- ・スーパー・ドラッグストア等への従業員への過度なクレーム

正しい知識と情報を知り、行き過ぎた不安に駆られず、
思いやりとやさしい気持ちをもって、
冷静に行動しましょう。



人権に関する相談窓口

法務省人権擁護局等では、不当な差別やいじめなどの様々な人権問題についての相談を受け付けています。

みんなの人権 110 番
平日 8:30 ~ 17:15
☎ 0570-003-110

子どもの人権 110 番
平日 8:30 ~ 17:15
☎ 0120-007-110

女性の人権ホットライン
平日 8:30 ~ 17:15
☎ 0570-070-810

がいこくごじんけんそうだんだいやる
外国語人権相談ダイヤル

【Foreign-language Human Rights Hotline】

平日 (Weekdays) 9:00 ~ 17:00

☎ 0570-090-911

インターネット人権相談

【Counseling on the Internet】

<https://www.jinken.go.jp/>

